

電気需給契約書（本庁舎用）（案）

需要者（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）とは、乙が電気事業法に定める小売電気事業者として、一般送配電事業者が維持し運用する供給設備を介して甲に電気を供給すること（以下「電気需給」という。）を目的として、高压受電施設で使用する電力の供給契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（需給約款等）

第1条 電気需給に関する取引については、本契約に定める条件及び乙が定める需給約款等（電気の需給に関する条件を定める約款等をいう。以下同じ。）に定める条件を適用する。

（用語）

第2条 本契約で定義されている用語は、本契約及び需給約款等で定義された用語を使用する。

（契約条件）

第3条 契約条件は、別紙守口市高压受電施設で使用する電力の供給（本庁舎）電気需給契約仕様書のとおりとする。

（料金）

第4条 電気需給にかかる料金（消費税及び地方消費税を含む。）は、以下のとおりとする。

(1) 基本料金は、次のとおりとする。

	基本料金（1kWにつき）
常用電力	●●.●● 円
予備電力	旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
自家発補給電力	●●.●● 円
	自家発補給電力の供給をまったく受けない場合の基本料金は、その●●パーセントとする。

(2) 電力量料金は、次のとおりとする。

		夏季料金 （1kwhにつき）	その他季料金 （1kwhにつき）
常用電力		●●.●● 円	●●.●● 円
予備電力		常用電力の料金を適用	常用電力の料金を適用
自家発補給電力	定期検査・定期補修時	●●.●● 円	●●.●● 円
	上記以外の場合	●●.●● 円	●●.●● 円

- (3) 燃料費調整単価については当該エリアを管轄する電気事業者が公表し適応した値と同値を適用する。
 - (4) 乙は甲に対し再生可能エネルギー発電促進賦課金を別途請求する。
 - (5) 料金の算定期間は、前月の計量日 0 時から当月の計量日の前日 24 時までの期間とする。
- 2 乙は計量後速やかに前月分の料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に乙の指定する金融機関の口座へ払い込むことにより料金を支払う。ただし、支払期日が非取引営業日であるときは、前取引営業日を支払期日とする。
- 3 料金が支払期日までに支払われない場合、甲は支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(最大需要電力)

- 第 4 条の 2 高圧自家発補給電力 A L によって電気を使用された場合は、原則として、その 1 月の高圧自家発補給電力 A L の供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から高圧自家発補給電力 A L のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の高圧自家発補給電力 A L の供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その 1 月の最大需要電力とする。
- 2 乙の計量器が 30 分ごとの電力量を記録できる場合で、30 分最大需要電力計の値によって需要電力の最大値を確認できない時間があるときは、甲乙両者の協議により、30 分ごとの電力量を 2 で乗じて得た値を需要電力とみなし、その時間の需要電力の最大値を算出したうえで、その 1 月の最大需要電力を算出できるものとする。

(基準の電力)

- 第 4 条の 3 高圧自家発補給電力 A L 料金表に定める基準の電力は、高圧自家発補給電力 A L 使用の前 3 日間における常用供給分の平均電力とする。
- 2 前項の定めにより基準の電力を算出することが使用実績等から不相当と認められる場合は、前項の定めにかかわらず、甲乙間の協議により基準の電力を定めるものとする。

(発電設備の定期検査又は定期補修の時期)

- 第 4 条の 4 甲は、発電設備の定期検査又は定期補修の時期を予め定め、乙に通知するものとする。
- 2 乙の電力需給状況が著しく悪化した場合又はその他特別の事情が生じた場合で、乙が前項で定めた時期の変更を申し出たときは、前項の定めにかかわらず、甲はこれに応じるものとする。

(自家発補給電力の使用開始及び休止の通知)

第4条の5 前項第1項により、甲が高圧自家発補給電力A Lを使用する場合は、その使用開始及び休止の日時を予め乙に通知するものとする。

2 事故その他やむをえないときは、前項の定めにかかわらず、甲は使用開始後すみやかに乙に通知するものとする。

(記録の提出)

第5条 乙が電気の需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金の額は、●●, ●●●, ●●●円とする。ただし、守口市契約規則第21条第●号の規定により免除する。

(契約期間)

第7条 契約期間は、令和●年4月計量日から令和●年4月計量日の前日までとする。

(契約電力超過 (500 kW以上))

第8条 甲が契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態が不相当と認められる場合には、甲乙速やかに協議のうえ、契約電力を適正なものに変更することとする。

2 最大需要電力が契約電力を超過した場合、甲は、超過料金として、以下の算定式により算定された金額を乙の請求に応じて支払うこととする。

$(\text{契約超過電力}) \times (\text{基本料金単価}) \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5$

(電気の使用パターンの変更に関する連絡等)

第9条 電気の使用パターンに大きな変更がある場合は、甲は、乙に対して事前に連絡するものとする。なお、使用量が大幅に減る場合は協議減設を行い、新たに契約電力及び契約単価等を決定する。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第11条 乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(譲渡禁止)

第12条 甲と乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約により生ずる一切の権利及び義務の一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならないものとする。

(甲の任意解除権)

第13条 甲は、次条又は第13条の3の規定によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第13条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 乙の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認め

られる者に契約金額債権を譲渡したとき。

- (8) この契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (10) 第 11 条の 5 の規定によらないで乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (12) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札参加除外措置を受けたとき。

3 次に掲げる場合には、甲は、第 1 項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第 13 条の 3 甲は、この契約に関し、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条

第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条の4 第13条の2及び前条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の解除権）

第13条の5 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、甲に未払となっている契約金額があるときは、乙の甲に対する当該契約金額及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の6 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、契約金額（単価契約の場合は執行予定額。以下この条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙は、第 13 条の 2 第 2 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第 1 項及び前項の場合において、第 6 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 甲は、第 13 条の 2 第 2 項の規定により契約を解除したことにより、甲に生じた実際の損害額が第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

(賠償の予定)

第 13 条の 7 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第 13 条の 3 第 4 号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第 13 条の 3 第 5 号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(有効期間)

第 14 条 本契約の有効期間は、第 7 条に定める契約期間と同様とする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第 15 条 甲は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(協議事項)

第 16 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 大阪府守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号
守口市
守口市長 瀬野 憲一

乙 ●●府●●市●●町●●丁目●●番●●号
株式会社●●●●●●●●●●
代表取締役 ●● ●●

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持するとともに、業務従事者の管理体制及び実施体制について、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき報告した事項を変更した場合は、書面により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第5 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びそ

の結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- （1） 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- （2） 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- （3） 個人情報を取り扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- （4） 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- （5） 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- （6） 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- （7） 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- （8） 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- （9） 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- （10） その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- （11） 上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第8 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第9 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複

写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第12 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第13 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第16 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第5第2項関係 発注者が再委託を承諾する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(注) 再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。